

## 今月の相談事例（平成29年11月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3  
三浦労務経営事務所  
特定社会保険労務士 三浦 茂  
TEL 0547-45-5811/FAX 0547-45-5821  
URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

### 【相談内容】

配偶者控除が変わるとニュースで見たのですが、いつから何が変わるのでしょうか？

### 【アドバイス】

納税者が、家族を扶養する時に一定額を所得控除出来る税制優遇制度のことを扶養控除と呼び、子供や両親、祖父母、兄弟姉妹などが対象となります。配偶者には扶養控除ではなく、「配偶者控除」及び「配偶者特別控除」という控除が適用されます。この配偶者控除と配偶者特別控除についての制度が2018年1月から変わります。

ここからの説明は、夫が主に働いて収入を得ていて、妻がパート等で収入を得ているもしくは専業主婦として説明をします。立場が男女逆の場合は置き換えてご理解下さい。

### ■ 2017年までの配偶者控除及び配偶者特別控除の要件 ■

	配偶者控除	配偶者特別控除
全ての要件を満たす場合に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫と生計を共にしている（別居しているが生活費を仕送りしている等も該当する）</li> <li>夫と民法の規定による配偶者である（事実婚・内縁関係は該当しない）</li> <li>青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫の合計所得金額が1,000万円（年収1,220万円）以下</li> <li>妻の年間の合計所得金額が38万円超76万円未満（給与収入のみの場合、年収103万円超141万円未満）</li> </ul>
控除額	38万円	3万円～38万円（配偶者の収入に応じて段階的に変動）

### ■ 2018年からの配偶者控除及び配偶者特別控除の要件 ■（変更点太字）

	配偶者控除	配偶者特別控除
全ての要件を満たす場合に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫と生計を共にしている（別居しているが生活費を仕送りしている等も該当する）</li> <li>夫と民法の規定による配偶者である（事実婚・内縁関係は該当しない）</li> <li>青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない</li> <li><b>夫の合計所得金額が1,000万円（年収1,220万円）以下</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妻の年間の合計所得金額が38万円超123万円未満（給与収入のみの場合、年収1,030,000円超2,016,000円未満）</li> </ul>
控除額	夫の所得金額及び妻の年齢により段階的に変動（下記表の通り）	夫の所得金額及び妻の所得金額により段階的に変動（下記表の通り）

【配偶者控除】	夫の合計所得（年収）			
	900万円 (1,120万円)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
妻が70歳未満	38万円	26万円	13万円	—
妻が70歳以上	48万円	32万円	16万円	—

【配偶者特別控除】	夫の合計所得（年収）				
	900万円 (1120万円)	950万円以下 (1170万円以下)	1,000万円以下 (1220万円以下)	1,000万円超 (1220万円超)	
妻の合計所得（年収）	85万円（150万円）以下	38万円	26万円	13万円	—
	90万円（155万円）以下	36万円	24万円	12万円	—
	95万円（160万円）以下	31万円	21万円	11万円	—
	100万円（1,667,999円）以下	26万円	18万円	9万円	—
	105万円（1,751,999円）以下	21万円	14万円	7万円	—
	110万円（1,891,999円）以下	16万円	11万円	6万円	—
	115万円（1,903,999円）以下	11万円	8万円	4万円	—
	120万円（1,971,999円）以下	6万円	4万円	2万円	—
	123万円（2,015,999円）以下	3万円	2万円	1万円	—
123万円（2,016,000円）超	—	—	—	—	

## ■「配偶者控除」「配偶者特別控除」の改正ポイント■

ポイント1. 夫が控除額MAXの38万円を適用出来る妻の収入が150万円以内に拡大された。

「配偶者控除」は今まで通り103万円以内の妻が対象ですが、「配偶者特別控除」が150万円以内は控除額38万円と拡大されました。

ポイント2. 配偶者控除に夫の所得制限が設けられた。

今までは所得制限なく控除出来ていたため、高所得者は注意が必要です。

ポイント3. 変更の時期は、所得税については平成30年度より適用。住民税については平成31年度より適用となる。

## ■妻の所得税について■

年収103万円を超えると、所得税が発生します。いわゆる103万円の壁です。配偶者特別控除が150万円以内は控除額38万円と拡大されましたが、それと、妻自身にかかってくる所得税の計算は別のものとなります。103万円というこの金額は今まで通りのため、注意が必要です。

【所得税の計算】 給与所得（収入-給与所得控除）-基礎控除（38万円）=所得税課税対象額

年収103万円までの人に所得税がかからないのは、給与所得38万円（収入103万円-給与所得控除65万円）-基礎控除額38万円=課税対象額0円だからです。

## ■住民税について■

住民税には「均等割」と「所得割」があり、合計した額を納付します。均等割とは、所得金額に関わらず、全ての納付義務者に均等な金額が課税されます。所得割は、所得に応じて変動します。

【住民税が非課税になる要件】

### ●「均等割」も「所得割」もかからない●

- ・ 生活保護受給者
- ・ 寡婦、寡夫、障がい者、未成年者、で前年度の合計所得が125万円以下（年収2,044,000円未満）

### ●「均等割」がかからない●

- ・ 前年度の合計所得が各自治体の条例で定める金額（多くの地自体で35万円。年収では100万円）以下

### ●以下の要件を満たすと「所得割」のみが非課税になります●

- ・ 前年度の所得が、控除対象配偶者・扶養親族がいない場合は35万円（年収100万円）以下
- ・ 控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、

（控除対象配偶者の人数+扶養親族の人数+1）×35万円+32万円以下。

※ 平成30年度の住民税での控除対象配偶者は「配偶者控除」に該当する配偶者のみが対象となり、「配偶者特別控除」の対象の配偶者は含まれません。非課税になる要件での計算には、扶養親族には16歳未満の子も含まれます。

【住民税の計算について】 給与所得（収入-給与所得控除）-基礎控除（33万円）=住民税課税対象額

所得税の基礎控除額は38万円ですが、住民税の基礎控除額は33万円となります。つまり、所得税が非課税になるように年収103万円にすると、103万円-65万円-33万円=5万円で、5万円は住民税の課税対象となってしまいます。

この所得控除額を算出する際に平成31年度からは、住民税においても配偶者控除と配偶者特別控除が改正され、夫の収入の収入制限や、妻の収入だけでなく夫の収入によっても段階的に控除額が変動します。ただし、所得税の計算とは金額が異なります。

【課税標準額】	均等割	所得割
県民税	1,500円	4%
市民税	3,500円	6%

【所得割】（所得金額-所得控除額）×税率-税額控除額

【均等割】 県民税+市民税

【住民税額】 所得割+均等割

## ■社会保険の被扶養者として■

今回の配偶者控除の改正とは、あくまで税金が対象であり、社会保険には関係ありません。配偶者を社会保険の被扶養者とする場合はその要件のひとつに年収130万円未満という項目があります。（但し、一定の条件下で働いている場合は106万円の壁になる可能性もあります。）これを超えた場合、被扶養者でなくなってしまうことから「130万円の壁」と言われています。被扶養者配偶者特別控除の150万円の壁だけを意識して妻の収入を増やすと、結果的に手取りの金額を減らすことになってしまうかもしれませんので、働き方を変える場合には慎重に検討した方が良いでしょう。

（この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する）